

北広島市公益活動事業補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、公益活動団体が行う事業に対して補助金を交付することにより、公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「公益活動団体」とは、北広島市市民協働推進会議設置条例(平成20年北広島市条例第28号。以下「協働推進会議条例」という。)第2条第1項に規定するものをいう。

（補助対象団体）

第3条 この要綱による補助を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、別表に掲げる活動を行う公益活動団体であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 市内に所在し、主として市内で活動を行っていること。
- (2) 市その他の行政機関が団体の事務局に参加していないこと。
- (3) 団体の構成員が5人以上であること。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる活動に関する事業であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 補助対象団体が自らその事業を行うこと。
- (2) 市内全域を対象に行われる事業で特定の地域のみを対象としないこと。
- (3) 会員相互の共益及び親睦のみの活動でないこと。
- (4) 補助対象事業について、国、道又は市が交付する同種の補助金を受けていないこと、又は当該補助金の交付対象でないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利を目的としていないこと。

2 前項の規定による補助対象事業は、年度内において1団体、1事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費で次に掲げるもの以外の経費とする。

- (1) 団体の構成員に対する人件費
- (2) 団体の構成員による会合等の飲食費及び交際費
- (3) 団体の事務所等を維持するための経費
- (4) 団体の経常的な活動に要する経費
- (5) その他市長が適当でないとする経費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 初動支援コース 補助対象経費の2分の1以内の額（その額が10万円を超えるときは、10万円）とする。
- (2) 自主事業支援コース 補助対象経費の2分の1以内の額（その額が50万円を超えるときは、50万円）とする。

2 第1項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付等）

第7条 補助金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和61年広島町規則第10号)の規定するところによる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する助言その他の援助活動